

## 枝幸町建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱規則

(趣旨)

第1条 この規則は、枝幸町が発注する建設工事において、建設工事請負契約約款に規定する現場代理人の工事現場への常駐義務の適用を緩和する場合についての取扱いを定めるものとする。

(対象工事)

第2条 町長は、次の各号に該当する工事に限り2件まで現場代理人の兼任を認めるものとする。ただし、現場条件により、安全管理上、常駐義務の規定を緩和することが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 工事場所が、枝幸町内であること。
- (2) 公共工事であること。(他発注機関の工事と兼任の場合は、他発注機関が兼任を認めている場合に限る。)
- (3) 共に請負金額が2,500万円未満であること。

2 次の各号に該当する工事は、兼任する工事の件数に含まないものとする。

- (1) 工事完成通知書を受理した工事
- (2) 橋りょう工事、機械器具設置工事等で工場製作過程が含まれる工事(当該工事の主管課長が認める期間中に限る。)

(連絡員)

第3条 受注者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、これに代わる者として工事ごとに連絡員を選定し、工事現場との連絡を確実に行うことができる体制を整えなければならない。

- 2 現場代理人は、建設工事請負契約約款に規定する委任された権限を、連絡員に再委任することはできない。
- 3 連絡員は、下請負人から選定することができる。この場合において、受注者は、下請負人との契約が確認できる書類を提出しなければならない。
- 4 連絡員は、他の工事の連絡員となることができない。

(現場代理人の兼任手続)

第4条 受注者は、現場代理人の兼任をしようとする場合は、請負契約締結後速やかに、現場代理人兼任配置等申請書(様式第1号)を町長に提出しなければならない。

(通知)

第5条 前条の申請があった場合において、現場代理人の兼任及び連絡員の選定が適当であると認めた場合は、受注者に現場代理人兼任配置等承認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(契約変更があった場合の取扱い)

第6条 現場代理人の兼任を認めた工事において、契約変更により請負代金額が第2条第1項第3号に規定する金額以上となった場合においても、引き続き現場代理人の兼任を認めるものとする。

(受注者の義務)

第7条 第2条から前条までの規定は、現場代理人が工事現場を離れているときに受注者が負うべき義務を免除するものではない。

- 2 受注者は、現場代理人が兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起こることのないよう、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層考慮し

なければならない。

（現場代理人の兼任の取消し）

第8条 現場代理人を兼任したことにより、現場の体制に不備が生じ、工事の施工が不適切であると判断したときは、現場代理人の兼任を取り消すことができるものとする。

附 則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

# 様式第1号(第4条関係)

様式第1号(第4条関係)

## 現場代理人兼任配置等申請書

年 月 日

枝幸町長 様

受注者 所在地

名 称

代表者

印

枝幸町建設工事に係る現場代理人の常駐義務緩和措置取扱規則の規定により、次の工事について、現場代理人を兼任、併せてそれぞれ連絡員を選定したく申請します。

なお、両工事の施工に当っては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全を期し、万一、施工が不適切であると判断されたときは、兼任の取り消しを指示されても異議を申しません。

現場代理人氏名		連絡先	
施工中の工事	発注機関		
	工事の名称		
	請負金額	円	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	連絡員	連絡先	
新規請負工事	発注機関		
	工事の名称		
	請負金額	円	
	工 期	年 月 日 から 年 月 日 まで	
	連絡員	連絡先	
※工事監督員の意見	施工中の工事の工事監督員	承認・否認	確認印 印
(この欄の記入は不要です。)	新規請負工事の工事監督員	承認・否認	確認印 印

注：施工中の工事の工事請負契約書(写)を提出すること。

連絡員を下請負人から選定する場合は、受注者と下請負人との契約が確認できる書類(写)を提出すること。

他の発注機関の工事との兼任の場合は、他の発注機関が兼任を認めることが確認できる書類(写)を提出すること。また、対象とする工事は、工事实績情報システム(コリンズ)に登録し、「登録内容確認書(工事実績)」も提出すること。

様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)

現場代理人兼任配置等承認通知書

年 月 日

様

枝幸町長

年 月 日付けで申請のあった次の工事に係る現場代理人兼任設置等について、  
次のとおり承認します。

なお、両工事の施工に当っては、関係法令等を遵守し、安全管理及び工程管理に万全  
を期するものとし、万一、施工が不適切であると判断したときは、兼任の取り消しをす  
る場合があります。

記

現場代理人氏名		連絡先
施工中の工事	発注機関	
	工事の名称	
	請負金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
	連絡員	連絡先
新規請負工事	発注機関	
	工事の名称	
	請負金額	円
	工期	年 月 日 から 年 月 日 まで
	連絡員	連絡先